中村太郎税理士事務所



6月といえば梅雨。雨の日が多 くなる時期となりますが、日本の 風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等が あれば、お気軽に当事務所までお 問い合わせください。

· contents

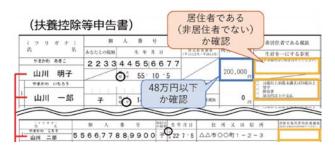
- ◆6月に行う月次減税事務の留意点
- ◆財産債務調書や国外財産調書の提出期限が到来
- ◆注意が必要な36協定の上限時間
- ◆2023年の産業別夏季賞与支給状況

6月に行う月次減税事務の留意点

6月支給の給与等(賞与を含む。以下同じ)から定額減税(以下、月次減税)がスタートします。月 次減税事務の実務上の留意点を確認します。

扶養家族は マル扶などの書類で確認

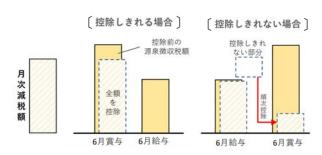
月次減税の際に控除する定額減税額(以下、 月次減税額)は、給与等の支給を受ける本人と その扶養家族(居住者である同一生計配偶者 や扶養親族)の数の合計で決定します。この扶 養家族の数は、最初の月次減税事務を行うとき までに提出された扶養控除等申告書(以下、マ ル扶)等の書類により、その提出日の現況で把 握します。具体的には、居住者であること、所得 金額が48万円以下であることを書類で確認し ます。マル扶の16歳未満の扶養親族欄も忘れ ずに確認しましょう。



非居住者や16歳未満の扶養親族、障害者や寡婦等に該当する人がいる場合の取扱いなど、給与等に係る源泉徴収税額の計算の際に用いる「扶養親族等の数」とは数え方が異なるため、注意しましょう。

控除しきれない場合には 順次控除

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等 に係る源泉徴収税額から月次減税額を控除し ます。この場合、控除しきれない場合には、以後、令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。



控除額は 給与支払明細書に表示

月次減税額のうち実際に控除した金額は、右図のように、給与支払明細書などに「定額減税額(所得税)××円」、「定額減税××円」などと表示します。



納付書への記載と納付等

給与等の源泉徴収税額の納付書に記載する 税額は、月次減税額控除後の金額です。

[記載例] <納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)>



その結果、本税が0円となった場合には、その納付書は税務署へ提出します。

なお、月次減税額決定後に扶養家族の異動等があったとしても、月次減税額は再計算しません。その点もご注意ください。

参考・図の出典:国税庁 「給与等の源泉徴収事務に係る令和 6 年分所得税の定額減税のしかた」

財産債務調書や国外財産調書の 提出期限が到来

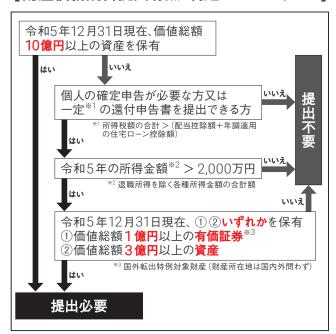
一定の要件に当てはまる個人が提出する「財産債務調書」や「国外財産調書」。これらの提出期限が令和5年分から6月30日(令和6年は6月30日が日曜日のため、7月1日)となっています。

財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の 12月31日現在保有している財産及び債務の 明細(財産債務調書)を作成し、期限内に税務 署へ提出しなければなりません。

令和5年分は、令和5年12月31日の現況で 提出義務が生じるか、下図フローチャートで確 認します。提出が必要な場合は、令和6年7月1 日までに作成して提出します。

【財産債務調書提出有無 判定フローチャート】



財産債務調書は、提出しなかっただけでの 罰則はないものの、一定の申告もれに対する加 算税について5%加重措置があります。また税 務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられてい る点にもご留意ください。

国外財産調書とは

その年の12月31日現在で次の要件に該当する場合には、国外財産調書を作成し、期限内に税務署へ提出しなければなりません。

【要件(①②すべての要件に該当すること)】

- ① 日本の居住者(日本国籍がない一定の個人を除く)であること
- ② ①が保有する国外財産の価値総額が 5,000 万円を超えていること

国外財産とは、次の例にあるような日本国外 にある財産をいいます。

【国外財産の例】

- 国外に所在する不動産
- 国外に所在する銀行に預け入れをしている預金等
- 国外に所在する証券会社等で口座開設した一定 の有価証券等

令和5年分は令和5年12月31日の現況により、要件に該当するか否かを判定します。提出が必要な場合は、令和6年7月1日までに作成して提出します。

国外財産調書は、財産債務調書とは異なり、 正当な理由がなく提出期限内に提出しなかっ た場合には、情状により刑を免除する場合を 除き、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 に処することとされる罰則規定が存在していま す。

なお、いずれの調書も価値(いわゆる時価) の合計額で判定します。取得価額の合計額で はないことにもご留意ください。

注意が必要な36協定の上限時間

労働時間は、労働基準法で上限が定められています。延長するには、労働基準法第36条に基づ く労使協定(以下、36協定)の締結と届出が必要ですが、この場合にも上限規制があります。

労働時間・休日に関する原則

労働基準法では、労働時間は原則として、1 日8時間・1週40時間以内と定められています (以下、法定労働時間)。また、原則として毎週少 なくとも1回以上休日を与えることも定められて います(以下、法定休日)。

法定労働時間を超えた労働(以下、時間外 労働) や、法定休日の労働(以下、休日労働)を させる場合、36協定の締結と届出が必要です。

36 協定で定める時間

36 協定には、一般条項と特別条項がありま す。

「一般条項〕

36 協定では、時間外労働時と休日労働の時 間数を定めます。時間外労働については、次の ように上限があります。

- 月 45 時間 (42 時間) 以内
- 年 360 時間 (320 時間) 以内
- ※() 内は1年単位の変形労働時間制の場合

「特別条項〕

臨時的な特別の事情がある場合には、特別 条項付きの36協定を締結することで、一般条 項の上限を超えて時間外労働や休日労働を命 じることができます。

ただし、この特別条項があれば、上限なく時 間外労働ができるというわけではありません。 働き方改革に伴う法改正により、特別条項に も、次のような上限が定められています。

- 時間外労働と休日労働の合計が月100 時間未
- 時間外労働と休日労働の合計について、2~6ヶ 月平均がすべて月80時間以内
- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働が月 45 時間を超えることができるの は、年6回が限度

このように、月の上限時間について、一般条 項では「時間外労働が45時間以内」、特別条 項では「時間外労働と休日労働の合計が月 100時間未満 | となっています。特別条項の適 用時には、休日労働の時間数も意識して、労働 時間を管理しましょう。

なお、特別条項の有無に関わらず、時間外労 働と休日労働の合計は、月100時間未満、2~ 6ヶ月平均80時間以内にしなければなりませ ん。例えば、時間外労働44時間、休日労働56 時間の場合、時間外労働は45時間以内に収ま り特別条項にはなりませんが、休日労働との合 計が100時間となり、上限を超えてしまってい ます。上限を超えた場合には罰則も設けられて いますので、ご注意ください。

長時間労働が疑われる事業場には、労働基準監督署による監督指導が実施されますが、この監 督指導は、「時間外・休日労働時間数が1ヶ月あたり80時間を超えていると考えられる事業場」 等を対象としています。特別条項の上限時間は、これも踏まえて設定しましょう。

2023年の産業別 夏季賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調 査結果*から、主な産業別に昨年の夏季賞与の支給額などをご紹介します。

全体では前年を超える額に

上記調査結果から、2023年の夏季賞与支 給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給 額) などをまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、事業所規 模5~29人が27.1万円、30~99人が34.8 万円で、いずれも前年を上回りました。きまって 支給する給与に対する支給割合は、5~29人 が 0.98ヶ月、30~99人が 1.10ヶ月で、どちら も前年と同程度という状況です。支給事業所 数割合は、5~29人が62.3%、30~99人は 89.2%でした。こちらも前年とほぼ同程度で、大 きな変化はみられませんでした。

2023年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

産業	1人平均支給額(円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合 (%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	271,429	2.6	348,192	3.3	0.98	1.10	62.3	89.2
建設業	360,778	0.3	601,717	13.6	1.09	1.47	66.3	89.3
総合工事業	365,099	7.9	654,681	30.0	1.08	1.35	70.3	90.4
職別工事業	285,159	-7.4	433,463	123.9	0.89	1.23	57.9	90.3
設備工事業	416,877	-5.3	565,312	-14.3	1.28	1.67	68.7	87.8
製造業	291,160	-1.3	370,194	8.5	1.00	1.17	66.6	91.7
消費関連製造業	214,609	26.9	272,278	8.4	0.87	0.92	55.4	89.4
素材関連製造業	300,685	-13.2	411,649	6.9	0.99	1.29	75.1	93.2
機械関連製造業	354,630	-0.1	412,112	12.7	1.14	1.27	68.0	92.4
食料品・たばこ	224,434	56.6	261,587	14.9	1.00	0.89	51.9	90.8
繊維工業	177,146	37.4	229,176	-1.4	0.72	0.89	58.1	83.8
木材·木製品	307,086	-30.5	334,262	10.2	1.11	1.18	60.6	83.5
家具·装備品	167,696	-12.4	289,665	-9.7	0.60	1.00	62.2	89.2
パルプ・紙	197,618	0.4	377,150	12.2	0.75	1.19	73.7	92.1
印刷·同関連業	229,502	-3.3	320,843	-0.3	0.81	0.98	57.1	88.5
化学、石油·石炭	414,419	-16.1	569,235	6.2	1.18	1.62	88.8	96.2
プラスチック製品	268,315	-21.1	337,950	14.2	0.96	1.08	73.1	90.7
ゴム製品	187,425	-1.4	358,834	13.5	0.76	1.16	67.9	91.0
窯業·土石製品	273,615	-21.3	397,879	7.5	0.96	1.29	74.1	95.4
鉄鋼業	345,929	-26.5	477,966	-9.2	1.03	1.46	71.9	98.1
非鉄金属製造業	240,539	-38.0	462,100	0.0	1.07	1.51	72.9	92.9
金属製品製造業	323,693	5.4	387,379	5.9	0.98	1.24	77.5	94.0
はん用機械器具	340,547	-7.4	373,201	-3.2	1.09	1.23	76.7	93.2
生産用機械器具	431,672	26.0	561,136	20.9	1.32	1.56	79.5	97.6
業務用機械器具	304,434	-24.0	401,586	-3.0	1.04	1.27	70.1	88.7
電子・デバイス	267,692	-31.4	302,897	-0.7	0.91	1.09	30.7	80.0
電気機械器具	367,285	23.6	362,183	22.8	1.17	1.17	63.4	97.7
情報通信機械器具	317,196	-74.3	342,036	-11.5	0.96	1.11	71.1	76.6
輸送用機械器具	233,549	9.0	332,294	19.0	0.86	1.11	64.8	91.8
その他の製造業	239,967	-1.6	315,931	19.8	0.91	1.00	58.9	91.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成



2023年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

産業	1人平均支給額(円、%)				きまって支給する給与に 対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
電気・ガス・熱供給等	548,177	-9.2	691,517	-5.2	1.53	1.67	86.2	91.1
情報通信業	418,446	-5.5	570,171	4.6	1.27	1.54	64.3	86.9
情報サービス業	479,099	0.4	602,087	8.2	1.40	1.55	57.4	86.7
映像音声文字情報	427,190	-2.9	676,546	15.3	1.22	1.59	73.6	90.0
運輸業,郵便業	282,319	14.0	325,294	5.7	0.86	0.99	57.8	87.7
道路旅客運送業	90,466	-8.0	178,074	-0.3	0.37	0.61	38.2	72.7
道路貨物運送業	190,465	-1.8	283,238	-0.2	0.63	0.88	49.6	87.8
卸売業, 小売業	281,986	1.7	312,985	2.3	0.96	0.98	64.3	89.6
卸売業	464,379	1.5	571,661	2.0	1.32	1.54	77.1	91.4
繊維•衣服等卸売業	400,173	-9.8	337,528	73.6	1.24	1.04	71.4	44.4
飲食料品卸売業	309,534	-13.4	470,904	25.9	0.98	1.31	77.9	92.1
機械器具卸売業	559,181	-6.6	684,106	-10.4	1.52	1.89	82.2	93.0
小売業	187,554	-0.2	133,880	2.1	0.78	0.62	59.2	88.4
各種商品小売業	62,148	-15.9	86,406	-12.5	0.34	0.48	32.0	100.0
織物等小売業	155,053	11.3	76,071	-59.4	0.67	0.46	62.4	37.9
飲食料品小売業	58,371	-19.9	72,272	16.1	0.40	0.45	35.5	90.8
機械器具小売業	429,938	7.1	510,248	-2.2	1.28	1.53	72.2	100.0
金融業,保険業	518,806	0.8	636,263	10.9	1.62	1.64	88.9	87.7
不動産業,物品賃貸業	655,987	62.6	417,969	-17.0	1.66	1.19	69.5	88.4
不動産業	748,475	68.0	425,216	-11.1	1.79	1.21	65.2	90.6
物品賃貸業	453,013	54.8	403,123	-27.9	1.36	1.14	82.1	84.5
学術研究等	461,120	10.4	561,341	2.2	1.37	1.50	70.2	89.9
専門サービス業	392,393	18.6	417,930	2.0	1.25	1.10	61.8	83.2
広告業	638,325	124.3	433,718	2.4	1.55	1.19	61.1	87.1
技術サービス業	446,190	6.3	582,642	3.2	1.32	1.55	74.9	91.5
飲食サービス業等	44,503	-17.1	62,887	8.7	0.39	0.36	47.3	81.5
宿泊業	110,554	-9.3	105,454	19.8	0.69	0.56	46.1	73.8
飲食店	34,279	4.2	48,299	14.7	0.32	0.28	46.8	83.9
持ち帰り・配達飲食	79,880	-37.2	130,380	-5.2	0.54	0.66	49.3	77.0
生活関連サービス業等	130,652	-9.7	171,048	13.9	0.65	0.71	40.7	83.1
娯楽業	121,018	-19.8	150,706	0.4	0.63	0.67	49.9	86.4
教育, 学習支援業	348,837	14.3	591,609	0.4	1.22	1.77	66.1	98.8
学校教育	465,493	17.7	609,684	-1.2	1.51	1.80	81.1	99.3
他教育, 学習支援	218,583	5.8	412,640	12.0	1.01	1.32	58.2	92.4
その他のサービス業	338,919	18.6	274,995	1.8	1.09	0.98	65.5	80.4
廃棄物処理業	237,644	11.8	358,180	5.3	0.85	1.13	71.7	94.6
自動車整備等	446,910	33.5	580,242	15.8	1.21	1.52	65.8	89.1
職業紹介•派遣業	184,951	-23.8	131,103	-10.5	0.91	0.67	61.1	60.8
他の事業サービス	354,173	41.7	254,661	3.3	1.06	0.89	63.9	80.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

前年比100%超の産業も

産業別の1人平均支給額は、数万~70万円台までと、幅のある結果になりました。前年比は、同じ産業でも規模によって増減に差があるケースがみられます。きまって支給する給与に対する支給割

合は、30~99人の方が5~29人より1ヶ月以上 の産業が多い状況です。支給事業所数割合では、 30~99人で100%となる産業が複数ありました。

果たして2024年の夏季賞与は、どのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16 大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページにある夏季賞与の部分から確認いただけます。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791

お仕事備忘録

WORK REMINDER

定額減税の実施が始まります。個人住民税の特別徴収も今月から変更になります。また、労働保険の年度更新なども早めに手続きをしておきましょう。

01 定額減税の実施

 $\overline{\ \ }$

所得税および個人住民税の定額減税が実施されます。特に、給与所得者に対する所得税の定額減税は、原則、給与支払者が給与計算時に実施することになり、2024年6月1日以後に支払われる給与等(賞与を含む)の源泉徴収にて減税分の控除を行います。事前に確認した情報に基づき、忘れずに処理を行いましょう。

02 個人住民税の特別徴収(新年度がスタート)



住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。なお、2024年度は定額減税が実施されます。定額減税の対象者については、給与所得に係る特別徴収は、2024年6月分は徴収されず、2024年7月~2025年5月分において、定額減税後の税額が徴収されます。例年と異なる取扱いとなりますので、ご注意ください。

03 個人住民税の納期の特例



給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日と12月10日の年2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

04 労働保険の年度更新



労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。なお、特定法人(資本金が1億円超の会社等)については、労働保険申告書を電子申請で提出することが義務化されています。

05 賞与支払届の提出



賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金 事務所 (健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

06 財産債務調書の提出



一一定の所得かつ財産を保有されている、又は一定の財産を保有されている個人は、必要事項を記載した「財産債務調書」を提出しなければなりません。2023年分の提出期限は2024年7月1日(6月30日が日曜日のため)です。

07 国外財産調書の提出



居住者(非永住者以外の居住者)が、2023年12月31日時点で総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」を2024年7月1日(6月30日が日曜日のため)までに提出しなければなりません。

08 障害者、高年齢者雇用状況の確認



障害者及び高年齢者の雇用状況報告書 (6月1日現在)を提出します。提出期限は7月15日 (2024年は7月16日)までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

お仕事カレンダー] WORK CALENDAR .

定額減税の実施、労働保険の年度更新、住民税の特別徴収金額の変更等のほか、夏季賞与や 暑中見舞いの準備など、通常業務以外の業務が立て込みます。計画を立てて早めに業務を終わ らせましょう。

1 土 仏滅 ●2025年3月大卒予定者の採用選考活動解禁日 2 日 大安 3 月 赤口 ●労働保険の年度更新 (~7月10日) 4 火 先勝 5 水 友引 芒種 6 木 大安 7 金 赤口 8 土 先勝 9 日 友引 10 月 先負 ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (5月分) 11 火 仏滅 11 東京日本 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 21 金 友引 夏至 22 土 先鳥 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	日	曜日	六曜	項 目
3 月 赤口	1	±	仏滅	
4 火 先勝 5 水 友引 6 木 大安 7 金 赤口 8 土 先勝 9 日 友引 0 源泉所得税・佐具税特別徴収分の納期限 (5月分) 10 月 先負 0 原泉所得税・佐具税的納期の特例納期限 (前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先員 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	2	日	大安	
5 水 友引 芒種 6 木 大安 7 金 赤口 8 土 先勝 9 日 友引 10 月 先負 ●個人住民税の納期の特例納期限(前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	3	月	赤口	●労働保険の年度更新(~7月10日)
6 木 大安 7 金 赤口 8 土 先勝 9 日 友引 10 月 先負 ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (5月分) ●個人住民税の納期の特例納期限 (前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	4	火	先勝	
7 金 赤口 8 ± 先勝 9 日 友引 10 月 先負 ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (5月分) ●個人住民税の納期の特別納期限 (前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 ± 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 ± 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 ± 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	5	水	友引	芒種
8	6	木	大安	
9 日 友引 ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限 (5月分) ●個人住民税の納期の特例納期限 (前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	7	金	赤口	
●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(5月分) ●個人住民税の納期の特例納期限(前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅	8	±	先勝	
10 月 先負 ●個人住民税の納期の特例納期限 (前年12月~当年5月分) 11 火 仏滅 12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (5月分) (7月1日期限)	9	日	友引	
12 水 大安 13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	10	月	先負	
13 木 赤口 14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	11	火	仏滅	
14 金 先勝 15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅	12	水	大安	
15 土 友引 16 日 先負 17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	13	木	赤口	
16 日 先負	14	金	先勝	
17 月 仏滅 18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	15	±	友引	
18 火 大安 19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ■健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	16	日	先負	
19 水 赤口 20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ■健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	17	月	仏滅	
20 木 先勝 21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ■ ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	18	火	大安	
21 金 友引 夏至 22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	19	水	赤口	
22 土 先負 23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	20	木	先勝	
23 日 仏滅 24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	21	金	友引	夏至
24 月 大安 25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	22	±	先負	
25 火 赤口 26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	23	日	仏滅	
26 水 先勝 27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	24	月	大安	
27 木 友引 28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	25	火	赤口	
28 金 先負 29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	26	水	先勝	
29 土 仏滅 ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限) 	27	木	友引	
●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(5月分)(7月1日期限)	28	金	先負	
	29	±	仏滅	
30 日 大安 ●間人の宗氏税・市町村氏税の納朔限(第1期分)※市町村の宗例で定める日まで(7月1日期限 ●財産債務調書・国外財産調書の提出期限(7月1日期限)	30	B	大安	●個人の県民税・市町村民税の納期限(第1期分)※市町村の条例で定める日まで(7月1日期限)